

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

長瀬町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

埼玉県秩父郡長瀬町

3 地域再生計画の区域

埼玉県秩父郡長瀬町の全域

4 地域再生計画の目標

本町の人口は昭和63年の9,138人をピークに減少しており、令和2年には6,807人まで落ち込んでいる。国立社会保障・人口問題研究所による推計では、令和27年には、総人口が3,953人となる見込みである。

年齢3区分別の人口推移をみると、平成29年以降、年少人口（14歳以下）及び生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方、老年人口（65歳以上）が増加し、少子高齢化が進んでいる。年少人口は平成29年には730人だったものが令和3年には620人まで減少し、生産年齢についても同期間において、3,945人から3,503人まで減少している。一方で、老年人口は同期間において、2,601人から2,655人へ増加しており、令和3年の高齢化率は39.2%になっている。今後も高齢化率はさらに増

加すると見込まれ、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると令和27年には48.5%になると予測している。

自然動態をみると、令和2年には、出生者数（24人）から死亡者数（106人）を差し引いた自然増減が82人の自然減となっており、平成28年から令和2年までの5年間で471の自然減となっている。合計特殊出生率は令和2年では1.09、平成28年から令和2年の平均は0.866で、全国平均はもとより近隣自治体と比較しても低く、令和元年度には年間出生数が14人と過去最低の記録を更新した。

社会動態をみると、令和2年には、転入数（208人）から転出数（262人）を差し引いた社会増減が54人の社会減となっており、平成28年から令和2年までの5年間で136人の社会減となっている。

今後も人口減少や少子高齢化が進むことで、地域における担い手不足やそれに伴う地域産業の衰退、さらには地域コミュニティの衰退など、町民の生活へ様々な影響が懸念される。

これらの現状と課題を踏まえて、人口減少、少子高齢化に対応した地域拠点を整備し、持続可能なまちづくりを実現するため、本計画期間中、次の事項を基本方針に掲げ、観光客だけではない新しい人の流れを創り、人口減少に歯止めをかける。

- ・基本方針1 観光産業を軸としての地域の雇用の創出
- ・基本方針2 新しい人の流れを創りだす定住・交流の活性化
- ・基本方針3 「長瀬で出会い、長瀬で育てる」若年層への支援
- ・基本方針4 町民の幸せな生活を支えるコミュニティの創造

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (令和8年 度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	観光入込客数	1,865,280人	3,000,000人	基本方針1
イ	事業展開による移住世帯数（ 累計）	44世帯	100世帯	基本方針2
ウ	長瀬町への定住希望割合（39 歳以下）（町民アンケート： 「住み続ける予定」と「でき れば住み続けたい」の合計割 合）	45.9%	50.0%	基本方針3
エ	住みよさ意識（全体）（町民 アンケート：「住みよい」と 「どちらかといえば住みよ い」の合計割合）	45.9%	50.0%	基本方針4

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する

特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

長瀬町まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 観光産業を軸としての地域の雇用の創出事業

イ 新しい人の流れを創りだす定住・交流の活性化事業

ウ 「長瀬で出会い、長瀬で育てる」若年層への支援事業

エ 町民の幸せな生活を支えるコミュニティの創造事業

② 事業の内容

ア 観光産業を軸としての地域の雇用の創出事業

町の知名度を向上させ、通年型の観光を実現するためのまちづくりを推進する。また、町の自然や観光資源の情報発信を充実するため、町民自らが本町の魅力を体験し実感できる取組を進める。

【具体的な事業】

- ・新たな滞在コンテンツの創造
- ・長瀬ブランド（特産品）の創造
- ・アウトドアのまちづくり事業の推進 等

イ 新しい人の流れを創りだす定住・交流の活性化事業

関係人口（長瀬ファン）を増やすとともに、観光の町としてだけでなく「住む町」としてのイメージづくりを行い、定住のための支援を行う。

【具体的な事業】

- ・空き家の活用

- ・町内企業等への就職支援
- ・荒川流域の都市交流の推進 等

ウ 「長瀬で出会い、長瀬で育てる」若年層への支援

結婚・妊娠・出産・子育てにおいて切れ目のない支援を行うために、情報提供や相談事業を進めるとともに、経済的な負担を凶る。

また、学校教育等において、町の特性を生かした教育内容の充実、生徒の学力向上等を凶り、望ましい学校教育を実現する。

【具体的な事業】

- ・婚活イベント事業の促進
- ・多世代ふれ愛ベース長瀬事業（子育て支援事業等）の推進
- ・学校の適正規模・適正配置の推進 等

エ 町民の幸せな生活を支えるコミュニティの創造事業

町民等の交流を活性化させ新たな交流・学習の場の機会を創設し、また暮らしの利便性や安心感を高め、町内外の誰もが町に愛着を持てるまちづくりを推進する。

【具体的な事業】

- ・高齢者等の移動手段の確保
- ・生活関連道路の整備
- ・地域の交流場所・機会の充実
- ・デジタル化に対応した機器・ソフト等の導入
- ・名勝及び天然記念物指定 100 周年記念事業 等

※なお、詳細は第2期長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

1,000,000 千円（2022年度～2026年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度2月～3月頃に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに本町公式WEBサイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2027年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2027年3月31日まで